京都市告示第400号

無鄰菴の母屋及び茶室の緊急修繕を行うため，無鄰菴条例第２条及び第５条第２項の規定に基づき，次のとおり無鄰菴を休園し，また，母屋及び茶室の利用を制限します。

平成２０年　１２月２２日

京都市長　門川　大作

１　休園する日

平成２１年1月１３日，１月１４日，３月１７日及び3月１８日

２　母屋及び茶室の利用を制限する日

平成２１年1月１３日から3月１８日まで

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）